

第 4 回 幌 延 町 教 育 委 員 会 議 会 議 録

日 程	令和6年3月26日	開会10時30分 閉会11時20分	場所	役場3階 委員会議室
出席委員	委員 澤谷 敦美	委員 佐藤 友子	参与	伊藤教育次長 田村次長補佐 会議録作成者 椿係長
	委員 堀 英夫	教育長 青木 順一		
	委員 前田 雅信			
青木教育長	<p>それでは皆さんおはようございます。 只今から第4回幌延町教育委員会議を開会いたします。 本日の出席委員は4名です。 会議時間については1時間程度を考えております。 前回、会議録の署名については、出席委員にお願いいたしました。 本日の会議録作成については椿係長によりしくお願いいたします。 まずは挨拶ということで、皆様、改めましておはようございます。 年度末のお忙しいところ出席していただきましてありがとうございます。 す。 私の方から3点、情報提供とお礼があります。 まず1点目ですが、中学校の高校入試についてです。全員合格ということでした。 幌延中学校と問寒別中学校の17名が受験し全員の行き先が決まりました。 内訳ですが、天塩高校がやはり多くて7名です。稚内大谷が4名、稚内高校が2名、豊富高校が1名。あと管外で旭川永嶺が1名、旭川明成が1名、中札内高等養護1名ということで、全員で17名になるかと思えます。おめでとうございます。 それと先日卒業式、出席していただきましてありがとうございます。 今度都合がつかましたら入学式の方もよろしくお願いいたします。 最後に3月の定例議会がありました。 来年度予算ですが、おかげさまで全て議決されました。 予算関係はいろいろ質問がありましたが、内容は、スキー場のオープンが遅いということ、パークゴルフ場の夜間照明が無駄遣いではないかということ、問寒別生涯学習センターの利活用を促進してもらいたいということがございました。 また、小中一貫校に関しては、義務教育学校にしたのであればそれを広く周知した方がよいのではないかという話が出ていました。 スキー場の方は担当で回答しています。 あとパークゴルフ場の方は、夜間にコインを入れて何時間点灯という仕組みになっていますので、名簿を作るようにして、どのぐらいの利用があるのかをカウントして、余りにも少なければ少しオープンの回数を減らすことも考えたいと思っています。 問寒別生涯学習センターは、営業時間10時までやっていますのでそれをお知らせして納得していただきました。 小中一貫校の義務教育学校の方は今週3月28日木曜日、地域住民説明会ということで、小学校の周辺と興味のある方に国際交流施設で説明会を行いたいと思えます。 以上で挨拶を終わります。本日の協議案件、幾つかありますので、御協議をお願いいたします。</p>			

	<p>諸般の報告については、議案書の会議日程表の次のページ、紙面で報告いたします。</p> <p>それでは、協議事項に入りたいと思います。</p> <p>協議案第1号、幌延幌延町立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について上程します。事務局から説明をお願いします。</p> <p>協議案第1号、幌延町立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について、事務局より、ご説明申し上げます。</p> <p>本規則につきましては、幌延町立学校において、近年の激しい気候の変化に応じ、夏季休業日を従来よりも長く設定するなど、柔軟な学校運営を行うため、休業日に関する規定の改定を行うものであります。</p> <p>お手元の【協議案第1号資料 新旧対照表】も併せてご覧ください。</p> <p>第32条が休業日の規定となります。</p> <p>まず、第1項第3号中「開校記念日」の次に「校長が定める日」を加え、第4号では、年度始めの休業日を「4月1日から4月7日までの間において校長が定める日」に、第5号では、夏季休業日を「7月10日から8月31日までの間において校長が定める日」に、第6号では、冬季休業日を「12月10日から翌年1月31日までの間において校長が定める日」に、第7号では、年度末の休業日を「3月25日から3月31日までの間において校長が定める日」に改めております。</p> <p>次に、第2項ですが、第1項で定めた第5号及び第6号の校長が定める期間は、それぞれ連続するもの（同項第1号及び第2号の日を含む。）とし、教育長に届けなければならない、としております。</p> <p>次に、第3項ですが、夏休み冬休み以外で、必要な場合は別に10日以内で休業日を定めることができるとしております。</p> <p>次に、第4項から第6項を1項ずつ繰り下げ、第4項として、長期休業日の総日数を56日以内とする規定を加えております。これまでは、50日でしたので6日間は延長できることとなります。</p> <p>次に、附則ですが、この規則は、令和6年4月1日から施行することとしております。</p> <p>以上、幌延町立学校管理規則の一部改正について、ご協議のほど、よろしく願いいたします。</p>
伊藤次長	
青木教育長	<p>只今説明のありました協議案第1号について、質問意見ありましたらお願いいたします。</p>
澤谷委員	<p>先程の3項のところ、夏休み冬休み以外で10日間の休業日を定めることができるとありましたが、どのような場合が想定されますか。</p>
伊藤次長	<p>例えば、昨年がそうだったのですが、夏休みが終わった後に、暑い日が続く場合は10日以内で、校長の裁量で休みを設定できるということになります。全体の56日以内ということは前提です。</p>
澤谷委員	<p>そちらはよく分かりました。冬の間、吹雪で臨時休業ということがありますが、それは含まれないということですか。</p>
伊藤次長	<p>長期休業中であれば関係してきます。</p>
澤谷委員	<p>分かりました。ありがとうございます。</p>
青木教育長	<p>他にありますか。</p> <p>長期休業の日数が変わったこと、あと、暑さ指数や吹雪によって校長裁量で休校にというように学校、子ども寄りに変えたということです。</p>

伊藤次長	春休みの関係につきましては、今年がそうですが、土日が絡む場合を考えて4月1日から7日までということで、道立学校の規則と同じ1日から7日ということで、改めさせていただきました。
佐藤委員	来年度4月は幌中が土曜日6日で、幌小は8日からということですが、両校で統一はしないのでしょうか。
伊藤次長	今年の場合については、土日の絡みで、もともとは8日という話をしていたところ、中学校については、保護者が高校の入学式の関係で被ることが考えられるので、校長会で協議をした結果、今年は6日ということで、小学校と別日になってしまうことの報告を受けています。
青木教育長	道立高校の入学式と重なるということですが、よろしいですか。 それでは、只今ありました協議案第1号について原案のとおり決定することに異議はございませんか。
各委員	はい。
青木教育長	異議なしと認めまして原案のとおり決定させていただきます。 それでは、協議案第2号です。 幌延町立学校職員の自家用車の公務使用に関する要綱の一部を改正する訓令について、上程しますので、事務局から説明をお願いします。
伊藤次長	協議案第2号、幌延町立学校職員の自家用車の公務使用に関する要綱の一部を改正する訓令の制定について、事務局より、ご説明申し上げます。 本訓令につきましては、「道立学校職員の自家用車の公用使用に関する要綱」の一部が改正され、運行前及び運行後の酒気帯びの有無の確認にアルコール検知器を使用する取扱いとなったことから、「幌延町立学校職員の自家用車の公務使用に関する要綱」においても同様に字句の修正等を行うものであります。 お手元の【協議案第2号資料 新旧対照表】も併せてご覧ください。 まず、第4条ですが、第1項第6号で、道の要綱と整合性を図るため、ただし書きを加えております。 次に、9号の次に第10号として、「当該職員の運行前の状態を目視等（顔色、呼気の臭い、応答の声の調子等）での確認及びアルコール検知器（呼気中のアルコールを検知し、その有無又はその濃度を警告音、警告灯、数値等により示す機能を有するもの。以下「検知器」という。）を用いた確認により酒気を帯びていることが確認された場合」を加えております。 次に、第5条ですが、第1項では、道の要綱と整合性を図るため、「年度当初において」の次に「当該自動車に係る自動車検査証、自動車損害賠償責任保険証明書及び任意保険証並びに運転免許証（表面、裏面）の原本を提示し、その写しを添付の上」を加えております。 そして、第6項の次から、3項を追加し、酒気帯びの確認方法やその記録を保存することについて謳っております。 様式の1号と4号も一部改正しております。 最後に、附則ですが、「この訓令は令和6年4月1日から施行する。」としております。 以上、ご協議のほど、よろしくお願いいたします。

青木教育長	只今説明がありました協議案第2号について質問意見ございましたらお受けしたいと思います。
堀委員	公用車は学校関係では少ないと思うのですが、自家用車を公用車として使っているという例が、幌延町ではあるということですか。
伊藤次長	教育委員会、役場の公用車を使えることにしていますので、申出があれば、そして公用車が空いていれば、使用して出張に行くことがあります。例えば研修で稚内に行くということで場合は複数使用者という場合があるので、私用車を登録していただいて、公用車のかわりに運転していただくというようなところで運用しております。今回アルコールの関係も厳しくなるということで、要綱の方も改正したということです。
堀委員	その部分は分かりました。通勤している方のチェックというのはされてるいのですか。
伊藤次長	通勤はしてないです。あくまでも、公用で公用車乗るときです。
堀委員	分かりました。公用車を使うことに関して、あるいは自家用車を公用車として使うときということは理解しました。 しかし、通勤する方に関して、本来なら、運転が関係ある一般企業の職場であれば、最低でも年1回は、免許証を提出するというようなことをするのですが、それはしなくてもよいということですか。
伊藤次長	そのような決まりにはなっていないです。役場もそのような決まりにはなっていないので、通勤するために車に乗ってきた場合は自己責任です。
堀委員	納得はしないのですが、違反だってあるかもしれないし、本当は免許失効しているかもしれないし、本当は保険に入っていない人もいるかもしれないので、気をつけた方がよいと思います。
澤谷委員	堀さんが言っていることはすごくよく分かりますし、遠くから通っている方は通勤手当を頂いている方もいると思いますが、そのような方に対しても同じ処理ということですか。
伊藤次長	特段今までそのようなことはしてないです。自家用登録の届出をするので役場も同じです。
青木教育長	それでは只今説明のありました協議案第2号について原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各委員	はい。
青木教育長	議員案異議なしと認めまして、原案の通り決定させていただきます。協議案第3号です。幌延町立学校教職員の人事異動について上程しますので、事務局からの説明をお願いいたします。
伊藤次長	協議案第3号「幌延町立学校教職員の人事異動について」ご説明いたします。 町内各学校教職員の人事に関し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第34条の規定に基づき、別紙のとおり北海道教育委員会へ内申したいので、ご協議いただくものです。

	<p>次のページをお開き願います。</p> <p>4月1日付けの人事異動によるものです。</p> <p>まず、幌延小学校ですが、管理職で、塩原悟校長が稚内市立稚内東小学校へ転出され、後任には、枝幸町立音標小学校から菊地俊雄校長が赴任されます。一般教職員では、大堀竜弥教諭が豊富町立豊富小学校へ転出され、後任には、利尻富士町立利尻小学校から伊藤太博教諭が転入して参ります。上田ひかる教諭が稚内市立稚内東小学校へ転出され、後任には、利尻富士町立鴛泊小学校から上野芳恵教諭が転入して参ります。角田瑞樹教諭が3月31日付けで退職され、後任には豊富町立豊富小学校から卯子澤知恵子教諭が転入して参ります。期限付き栄養教諭の雑喉谷香樹栄養教諭につきましても、育休代替任期満了となり、大堀愛栄養教諭が復帰します。</p> <p>次に、問寒別小学校ですが、一般教職員で、安藤徹教諭が松前町立松城小学校へ転出され、後任には、枝幸町立枝幸小学校から岡村悠佳教諭が転入して参ります。児童生徒数の減に伴う定数減で、事務職員が置けなくなることから、事務職員の平井梨理香さんが稚内市立天北小学校へ転出されます。</p> <p>次に、幌延中学校ですが、管理職で、小野篤夫校長が岩見沢市立緑中学校へ転出され、後任には佐藤建教頭が採用校長として赴任されます。佐藤教頭の後任には、豊富町立豊富中学校から卯子澤勝彦教頭が転入して参ります。一般教職員で、潮見隆太教諭が岩見沢市立光陵中学校へ、八鍬勇太教諭が倶知安町立倶知安中学校へ、それぞれ転出され、後任には、稚内市立潮見が丘中学校から澁谷雅和教諭が転入して参ります。</p> <p>最後に、問寒別中学校ですが、一般教職員で、前田彩乃教諭が稚内市立潮見が丘中学校へ転出され、後任には、利尻町立利尻中学校から玉手裕介教諭が転入して参ります。</p> <p>以上、ご協議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
青木教育長	只今説明ありました協議案第3号について質問意見がございましたらお願いします。
澤谷委員	幌延中学校の定数減というのはどうしてでしょうか。卒業者数より入学者数の方が多いと思いますが。
椿係長	この定数減については、特別支援学級の児童生徒が減ったことで、中学校は、本来特別支援学級2学級に対して、特別支援の先生を3人配置できるのですが、来年は特別支援学級の生徒が2名ということで、生徒の数を上回る配置数は置けないので、その分の定数1名が減となります。
澤谷委員	分かりました。ありがとうございます。
佐藤委員	中学校の方ですが、体育は八鍬先生だったと思うのですが、渋谷先生は、体育の先生ということでしょうか。
伊藤次長	表の関係で段がずれていますが、渋谷先生は体育の先生ということでございます。
佐藤委員	続いて問寒別中学校の利尻町から来る先生は何を専攻している先生ですか。
伊藤次長	玉手先生は理科の先生です。
	雑喉谷栄養教諭ですが採用試験を合格しまして、鶴居村の鶴居小学校のほうに赴任ということで報告がありましたので、御報告させていただ

	<p>きます。</p>
<p>青木教育長</p>	<p>他に大丈夫ですか。 只今説明ありました協議案第3号について原案のとおり決定することに異議はありませんか。</p>
<p>各委員</p>	<p>はい。</p>
<p>青木教育長</p>	<p>異議なしと認めまして原案のとおり決定させます。 それでは、協議案第4号の学校歯科医の委嘱について、5号学校薬剤師の委嘱について、6号幌延町教育委員会に関わる各種委員等の委嘱について一括で上程したいと思えます。事務局から説明をお願いします。</p>
<p>伊藤次長</p>	<p>協議案第4号、学校歯科医の委嘱について、 協議案第5号、学校薬剤師の委嘱について 協議案第6号、幌延町教育委員会に関わる各種委員等の委嘱については、関連がありますので、一括して事務局よりご説明いたします。</p> <p>はじめに、協議案第4号、学校歯科医の委嘱についてですが、学校保健安全法第23条に基づき学校歯科医を次のとおり委嘱したく、ご協議いただくものであります。 発令日は令和6年4月1日、氏名は甕 富美子氏、報酬は年額250,000円、旅費は一般職相当額、委嘱期間は令和6年4月1日から令和7年3月31日までです。甕先生につきましては、幌延町立歯科診療所の歯科医として、歯科検診や就学時検診等で町内各学校の児童生徒を診ていただいております。 次に、協議案第5号、学校薬剤師の委嘱については、学校保健安全法第23条に基づき、学校薬剤師を次のとおり委嘱したく、ご協議いただくものであります。 発令日は令和6年4月1日、氏名は富樫 和男氏、報酬は年額250,000円、旅費は一般職相当額、委嘱期間は令和6年4月1日から令和7年3月31日までです。富樫氏につきましては、学校薬剤師として、各学校で実施しておりますフッ化物洗口等で指導や御助言をいただいております。 次に、協議案第6号、幌延町教育委員会に関わる各種委員等の委嘱については、令和6年3月31日で任期満了となります各種委員について、本会議において委員みなさんの承認を得ましたら、規則及び要綱等に基づき人選を行い、4月以降随時ご報告させていただきたく、事前に協議させていただくものであります。 まず、幌延情報教育センター運営委員会委員につきましては、各学校長と教頭、所員として学校から推薦のあった教諭を委嘱いたします。任期は1年間です。 次に、幌延町教育支援委員会委員については、各小中学校長、町内教頭会、学校歯科医、学識経験者、児童福祉関係職員、関係行政機関職員を委嘱いたします。任期は2年間です。 次に、幌延町学校給食センター運営委員については、幌延町学校給食共同調理場設置条例第4条の規定に基づき委嘱するもので、各学校長、各学校PTA、保健衛生行政関係者、学識経験者を委嘱いたします。任期は2年間です。 次に、幌延と問寒別に設置の学校運営協議会委員については、保護者、地域住民、対象学校の運営に資する活動を行う者、対象学校の校長、対象学校の教職員、学識経験者、関係行政機関の職員、その他教育委員会が適当と認める者から任命いたします。任期は1年間です。 次に、幌延町放課後子ども教室運営委員会委員については、現委員に再任の依頼を進めるとともに、各関係団体から推薦をいただくよう進め</p>

	<p>ており、任期は1年間です。 最後に、幌延町スポーツ推進委員につきましては、現委員に再任の依頼を進めているところです。任期は2年間です。 以上、ご協議のほど、よろしく願いいたします。</p>
青木教育長	<p>只今説明がありました4号から6号議案について、質問、意見がございましたらお受けしたいと思います。</p> <p>それでは只今説明のありました協議案4号5号6号について原案のとおり決定することに御異議ございませんか。</p>
各委員	<p>はい。</p>
青木教育長	<p>異議なしと認めまして、原案の通り決定頂き、決定させていただきます。 協議案第7号令和6年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について上程しますので、事務局からの説明をお願いします。</p>
伊藤次長	<p>協議案第7号、令和6年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について、事務局よりご説明いたします。</p> <p>(非公開)</p>
青木教育長	<p>協議案第7号について、質問意見ございましたらお受けしたいと思います。</p> <p>只今説明のありました議案第7号について原案のとおり決定することに異議ございませんか。</p>
各委員	<p>はい。</p>
青木教育長	<p>異議なしと認めまして原案どおり決定させていただきます。 それで以上で提出された案件について、全て終了しましたので、ここで第4回、教育委員会議を終了させていただきます。</p> <p>以下、余白</p>